

多重債務と

改正貸金業法

に関する無料相談会



国の相談窓口です。
お気軽に
ご相談ください。

改正貸金業法が完全施行され、年収の3分の1を超える借入がある場合、新たな借入ができなくなりました。多額の借金を抱え、これからどうすれば良いのか思い悩んでおられる方からのご相談のほか、改正貸金業法やヤミ金に関するご相談をお受けする無料相談会を開催します。またこれらのご相談とあわせて、事業者の方からの経営相談も商工団体の相談員と連携してお受けいたします。

日時：平成 23 年 6 月 10 日 (金)
午前 9 時 ~ 午後 4 時

場所：中国財務局山口財務事務所下関出張所
下関市竹崎町4丁目6-1

相談：面談 又は 電話相談 をお受けします。
※面談によるご相談は、できるだけ事前予約をお願いします。

★当日の電話相談受付窓口

083-234-4003

※ご連絡いただければ
こちらから折り返しお電話を
させていただくことも可能です。

★面談の事前予約及び相談日
以外の電話相談受付窓口

082-221-9206

主催：財務省中国財務局
(多重債務相談窓口)
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎4号館12階

